

## 第5回有識者懇談会における主なご意見

《日 時》 令和2年1月8日（水曜日）午後7時00分から午後8時00分まで

《場 所》 東京都都庁第一本庁舎25階 107会議室

《出席者》 飛鳥井委員、伊藤委員、小西委員、椎橋委員、辻内委員、村田委員、荒井オブザーバー

### 第一条【目的】について

- 「回復」と「軽減」の順序が逆ではないか。「軽減」のほうが小さく、「回復」のほうが大きいので、「軽減」、「回復」の順で並べるのが適当ではないか。
- 被害の回復となっているが、元通りに戻すことは絶対に出来ない。100%回復するということは難しいと思うので、当事者としては、回復という言葉は使わない。しかし、「回復」以外の表現は難しい。
- 支援をしている側からすると、難しいかもしれないがまずは回復を目指したいということから「回復」が前に来ているのではないか。
- 現行案は「回復及び軽減」となっているが、他県では「回復又は軽減」と分かれている。
- 基本法第二条第三項（犯罪被害者等支援）の定義では、「その受けた被害を回復し、又は軽減し」となっていることから、「回復又は軽減」とするのが良いのではないか。

### 第二条第五項【再被害】の定義について

- 再被害の定義について、「更なる被害」という表現は、二次的被害と同じような印象を受けるので、再被害と二次的被害の区別が難しくなる。「更なる犯罪被害」など、区別できる表現が望ましい。

### 第二条第六項【民間支援団体】の定義について

- 民間支援団体の定義の中に犯罪被害当事者の団体は含まれるのか。
- 「犯罪被害者等支援を主たる目的として、適切に行う民間の団体」という要件を満たしていれば、含まれるという解釈で良いのではないか。

### 第八条【支援計画】について

- 支援計画の策定後のモニタリングは大切である。

#### 第十五条【雇用の安定】について

- 「啓発を行う等その他必要な施策」とあるが「等」と「その他」について読みやすくなるよう文章表現の見直しをしてはどうか。

#### 第十七条【緊急支援の実施】について

- 緊急支援を行う際に、福祉、住宅、生活保護の関係などで区市町村等の自治体と連携することも想定される。